

成城大学経済研究所
研究報告 No. 3

協同組織金融機関の健全経営の一考察
——労働金庫の自己資本の充実——

村 本 孜

1994年6月

The Institute for Economic Studies
Seijo University

6-1-20, Seijo, Setagaya
Tokyo 157, Japan



協同組織金融機関の健全経営の一考察

——労働金庫の自己資本の充実——

村 本 孜

<目 次>

§0 はじめに

§1 金融自由化時代の労金のあり方

[1-1] 新しい時代における協同組織のあり方 —自由化の論議と協同組織金融機関

[1-2] 協同組織性と金融機関性（銀行性）

[1-3] リテール金融機関の役割

(1) 協同組織金融機関

(2) 地域金融機関

[1-4] 競争促進・市場メカニズムとのコンシステンシー

(1) 競争促進・市場メカニズムと協同組織金融機関

(2) 市場セグメンテーション

(3) 健全性と収益性の整合性

(4) 収益確保の必要性

[1-5] 健全性と収益性の整合性：収益確保の必要性

[1-6] 協同組織の協同：安定的関係作り（持ち合いなど）

§2 労金の健全経営のための基盤強化

[2-1] 金融自由化時代の労金経営

[2-2] 従来経営の問題点とその改善

[2-3] 新たな展開：「広義個人」への対応など：生涯福祉総合金融

(1) 対象の拡大

(2) 成熟社会への展望と日本経済の制約

(3) 新たな対応

[2-4] 労金連の機能強化

§3 労金の自己資本充実の具体策

[3-1] 基本的な考え方

(1) 金融自由化と自己資本充実の関係

(2) 労働金庫の自己資本充実

- [3-2] 単位金庫のケース
 - (1) 自己資本比率の向上
 - (2) 内部留保
 - (3) 出資の増強
 - (4) 負債性資本調達
 - (5) 系統組織の活用
- [3-3] 労働金庫連合会のケース
 - (1) 内部留保
 - (2) 債券発行：優先出資
 - (3) 単位金庫との関係
- [3-4] 出資配当に関する考え方
 - (1) 出資とは
 - (2) 出資配当とは
 - (3) 配当の自由化
 - (4) 出資による配当

* 本研究は、日本私学振興財団「平成5.6年度学術研究振興資金」の援助を受けた成城大学経済研究所の「金融システムの改革と新展開の諸問題の研究」の研究成果の一部である。

§0 はじめに

近年、金融機関の破綻に関連して自己資本の充実に焦点が当てられている。これは、自己資本が厚ければ経営のバッファーになることという理由の他に、高い自己資本比率の金融機関に破綻が少なかったという点がアメリカなどで注目されたからでもある。

一般に、金融機関にとっての自己資本の充実は、

① 自己資本は経営のバッファーであり、安全性の担保になること（預金払い戻しの最終的担保）、貸倒れへのクッション（損失発生時の補填財源）、資金調達コストの引き下げ効果をもち、将来の成長の支えであること、

② 自己資本比率の高い銀行に破綻はすくないこと、

という点にその意義が認められ、経営の安定性・健全性を担保する手段として有効である。労働金庫にとってもこの重要性は変わらないはずである。

しかし、ただ自己資本の充実があったとしてもそれだけで金融機関の機能を

果たしたことにほならないはずである。金融機関がその存立の意義を認められるのは、資金の仲介機能を果たすことにより、経済社会における円滑な資金供給を行ない、借手の資金ニーズに安定的に応える必要がある点に求められる。その際、借手の種々のリスクを負担し（リスク・テイク機能）、資金の貸手である預金者には元本保証を与え、リスクを移転せずに安全性を保証するのが金融機関の最大の役割である。

したがって、自己資本は本来的にはこのリスク・テイク機能の最後の抛り所にすぎず、金融機関としてのリスク・テイク機能である融資機能ないし運用力こそが何よりも必要となろう。労働金庫においてもリスク・テイク機能の強化、すなわち運用力の強化、その経営基盤の強化なくして、その存立の安定性は図れないといえよう。

そこで、以下では労働金庫の経営基盤の強化を如何に図るかを念頭に置き、金融自由化という規制時代とは異なる状況での労働金庫の在り方を検討することから始めたい。

§1 金融自由化時代の労金のあり方

金融自由化時代は、市場メカニズムの活用を中心理念とする金融システムへ移行することを意味する。この自由化時代は金融システムに参加する個人、企業、金融機関に対して自己変革を求め、自己責任原則を要請する。規制時代であれば、一定のマージンを保証しつつ、経営の安定はもっぱら信用リスク管理に集約されていたが、自由化時代には信用リスク以外の各種のリスク管理、運用力の強化、経営体質の健全化、経営財務内容のディスクロージャーなどが求められるのである。

[1-1] 新しい時代における協同組織のあり方 ―自由化の論議と協同組織金融機関

金融自由化は、価格面（金利、配当、手数料など）、業務面（銀行業務、証券業務、保険業務など）、地域面（国境など）で規制を緩和ないし撤廃することである。金利自由化、業務自由化がその柱であるが、いわゆる制度改革として議論されていた。この制度改革の議論の中心は株式会社組織の金融機関を念頭にお

くものであったともいえるものであったが、金融制度調査会第一委員会は『協同組織形態の金融機関のあり方について』報告を1989年5月に取り纏め、金融自由化の中においても協同組織金融機関が、先述のような「対象の専門性」をもつものであるが故に、金融制度の中で確固たる存在意義をもつものとして位置付けたのである。すなわち、金融効率化を推進する観点からみても、対象の専門性による専門金融機関の存在することが、金融機関相互の競争を制限することにはならないことが強調されている。

さらに、①利用者ニーズへの的確かつ木目細かな金融サービスの提供を行なうことが重要で、人縁・地縁というような結びつきによる相互扶助的な非営利の金融機関が必要とされたのである。そして、②貸し手である金融機関との間に強い密着性または連帯性が存在するため、貸出を行う際、長期的な観点から借り手の立場にたった幅広い与信判断がなされることが期待されることから、このような分野に対応するには協同組織金融機関が適当とされているのである。

1990年6月には、金融制度調査会第一委員会は『地域金融機関のあり方について』報告を纏め、協同組織金融機関も地域金融の担い手であり、地域金融で一定の役割を果たすこと、そして業務を拡大することが金融サービスの地域的均霑の観点から望ましいことを示した。その際、規模の小さい金融機関の場合には、子会社ではなく、本体での業務拡大が可能とされたのである。

[1-2] 協同組織性と金融機関性（銀行性）

金融機関における協同組織性というのは、協同組合性と同じともいえるが、金融機関の公共性や員外取引の存在を考えると、金融システムが株式組織の金融機関に比べて閉鎖的組織ないし自己完結的組織になっているといった方がよいかも知れない。それは、金融機関としてある種の特徴を持っているということであり、具体的には地域密着、地縁、人縁、知縁、金融サービス・相対取引の木目細かさなどであるといえよう。

ところが、金融機関でもあるので、銀行業務を行ない、この点では収益を挙げ、倒産・破綻などに直面しないような体力をもつことを要求している。金融自由化はこの面を前面に出すもので、自己責任原則を迫るといえよう。協同組織金融機関は個別単位金融機関としては、小規模であり、株式会社組織金融機関に比べて体力が劣る。したがって、事業中央機関がいわばホールセール業務

も行なうことによって、補完することが必要になる。単位金融機関の資金集中機関になって、運用を効率的に行なうことが、自由化の下ではきわめて重要で、先の金融制度調査会報告でも、事業中央機関の機能拡充が示されている。

[1-3] リテール金融機関の役割

(1) 協同組織金融機関

株式会社組織の銀行に対して協同組織形態の金融機関が多く存在するが、これら協同組織金融機関と「中小金融機関」との違いが問題になろう。協同組織金融機関とは、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協であり、先の都銀との規模格差でみた基準を使えば、いずれも「中小金融機関」である。これらの協同組織金融機関はいずれも「対象の専門性」をもっており、信用金庫・信用組合の専門性は中小零細企業・個人金融であるから、中小企業金融機関そのものである。対象の専門性がある場合、必ずしも規模のみがそのレーゾンデートルの基準ではない。金融機関としての社会的責任が、非営利の原則の下に求められている。営利主義の株式会社組織の金融機関では対応できない金融ニーズに対応しているのであるから。

(2) 地域金融機関

金制第一委員会で地域金融の論議が行なわれて、地域金融機関とは何かとか、中小金融機関・中小企業金融機関との違いが議論になってきた。法律上、地域金融機関という表現は存在しない。金融制度論議の中でも地域金融という観点からの議論は、今回の議論まではなかった。金制第一委員会報告（1990年6月）によれば、地域金融機関とは「一定の地域を主たる営業基盤として、主として地域の住民、地元企業及び地方公共団体等に対して金融サービスを提供する金融機関」で、「その地域を離れては営業が成り立たない、いわば地域と運命共同体的な関係にある金融機関や効率性、収益性のある程度犠牲にしても地域住民等のニーズに応ずる性格を有する金融機関」であるとしている。具体的には、地方銀行（第2地銀協加盟行を含む）と協同組織金融機関がこれに当たるとした。

しかし、地域金融機関にも2つのタイプがあるといえよう。地域に広域、狭域の区別があるように、アメリカでは広域型のリージョナル・バンクと狭域型

のコミュニティ・バンクを区別する。日本でも、県単位をカバーする地方銀行・第2地銀協加盟行はリージョナル・バンク的であるし、営業地域のより狭い信用金庫・信用組合等はコミュニティ・バンク的である。労働金庫は、県単位に存在しており、この点で地方銀行型であるが、労働組合・生協など会員とし、その加盟員を間接構成員とする点ではタイプ2に近い性格をもつ。

経済学では、競争的市場によってあらゆる問題が解決されるわけではないことを念頭に置いている。地域金融機関・協同組織金融機関は「市場の失敗」を補完する機能をもつ（「市場の補完」、したがって税制上の優遇措置があるともいえる）。

[1-4] 競争促進・市場メカニズムとのコンシステンシー

(1) 競争促進・市場メカニズムと協同組織金融機関

金融自由化は市場メカニズムを重視するシステムであり、株式会社組織の銀行にとって利潤追求行動を効率的に実現する環境である。協同組織金融機関は、もともとメンバーシップの相互扶助を実現するもので、市場メカニズムとは相反する理念をも期待されているものである。

しかし、自由化の下で協同組織金融機関は市場メカニズムに組み込まれ、競争の促進とその激化が生じており、調達コストと運用金利の市場金利との連動、貸手・借手の金利選好の高まりなどに直面し、リスク管理、経営の自己責任の貫徹などについて株式会社組織金融機関と区別がなくなっている。

さらに、企業金融が自由化により多様化し、また自由化は証券化の進展を伴うので、企業（とくに大企業）の資金調達の資本市場へのシフトなどが起っている。そのため、都市銀行などの大手銀行のリテール・シフトが顕著である。その結果、従来リテール金融に特化していた協同組織金融機関の守備範囲は著しく侵食されている。

しかし、都市銀行のリスク・テイク能力はリテール市場の上位層に留るものと予想される。いわゆる優良中堅・中小企業、富裕な個人層を対象にすることに留ろう。つまり、都市銀行の対象とする市場には収まらない階層があり、都銀の市場のみではあらゆる金融ニーズには対応できず、結局市場の恩恵に与れない顧客層が生じてしまい、「市場の失敗」が発生してしまう。

(2) 市場セグメンテーション

リテール金融には、市場セグメンテーションがあり、リスクの程度に対応した市場が成立する。金融システムは情報の非対称性が強いといわれ、市場の質的相違が存在する。金融市場が均質ではないので、リスクの分化の結果として市場セグメントが生じる。個人金融、スモール金融、農林漁業金融などがこれに当たる。

したがって、協同組織金融機関に固有な市場は依然として成立し、その市場に固有なリスク・テイク機能がありうるのである。市場メカニズムが貫徹するとしても、協同組織金融機関の機能とはコンシステントであり、市場メカニズムを前提としてよい。

ただし、情報の非対称性の強い市場というのは、リスクの大きい市場であり、その市場に特化するには一定の誘導措置ないしインセンティブを付与することも必要になろう（具体的には、税制上の優遇措置など）。

[1-5] 健全性と収益性の整合性：収益確保の必要性

(1) 健全性と収益性の整合性

自由化による競争促進は、個々の金融機関の経営の健全性を求める。市場メカニズムの論理は、自己責任原則（リスク負担）によって支えられるものである。規制時代は、護送船団行政により、船足の遅い（体力のない）金融機関を守ることによって全体の信用秩序ないし金融秩序を維持していた。いわば、規制とは保護行政であり、最終的な救済措置は行政に委ねられていたといってもよい。規制金利と、業務分野の仕切りは個々の金融機関に一定の利益を保証し、規模拡大イコール収益増大であった。

自由化は個々の金融機関に健全性を求める一方で、一定の収益を確保し、リスクに対応できるだけのバッファーを求める。顧客にすれば、規制時代にはどこの金融機関と取引きしても同じであったが、自由化時代には個々の金融機関の健全性を判断して取引きすることになる。金融機関ごとの金利差や利便性を判断して行動することになる。金融機関はその健全性をディスクローズし、収益力や不良資産などの経営・財務の情報を開示することが不可欠となる。市場メカニズムが有効に機能する前提として、市場参加者が市場で生じている情報について完全に知っていることが、市場の論理だからである。

（2）収益の確保の必要性

したがって、協同組織金融機関である労働金庫も一定の健全性を維持するには、顧客の信頼を勝ち得る程度の収益力を確保することが不可欠となろう。さらに、バッファーとしての自己資本を充実させ、経営の安定を図ることが必要になろう。一定の収益を確保することは、非営利法人ともいわれることとは矛盾しない。

非営利という収益をあげてはいけないと発想しがちであるが、事業体である以上存続していくことが必要である。その担保として内部留保を維持すること、その源泉としての収益は当然である。経済学的には、利潤を「正常利潤」と「意外の利潤」に区別する。

「正常利潤」とは、参入・退出のいずれの動機をもたない利潤のことであり、企業者の正当な収入ないしコストの一部となるものである。マーシャル（Marshall, A.）的に資本の回転速度、設備投資の状況、リスクなどによってその水準は異なるものとされる。これに対し、「意外の利潤」とは「正常利潤」を上回る利潤のことで、正当なコスト概念を超える利潤といえよう。

自由化に対してのバッファーを「正常利潤」という形で確保していくことが、経営の健全性を担保することになろう。

収益の確保という際に必要なのは、運用力の強化ないしリスク管理の徹底である。とくに、運用力を強化し、ニーズの開拓が喫緊の課題となろう。

[1-6] 協同組織の協同：安定的関係作り（持ち合いなど）

自由化時代において相対的に規模が小さく、営業地域に限定のある協同組織金融機関は、地域経済の消長に影響を受ける程度が大きい。そこで、個々の協同組織金融機関だけでリスク・テイク機能を発揮することには限界があり、個々の力を結集する方策ないし協同組織の協同を行なうことが必要である。これは規模の経済性の実現と同じ効果をもたらす。いわゆる事業中央機関の機能強化と連帯・協調の実現である。現在でも、協同組織金融機関には事業中央機関と協会が存在するが、その機能アップが必要である。

さらに、労働金庫と全労済等との協調・連帯強化をはじめ、他の協同組織との間の連帯も必要であろう。ヨーロッパには UNICO BANKING GROUP という協同組織金融機関のグループがあり、投資関連業務、教育訓練、リテールの

ネットワーキングを行なっているが、日本の協同組織金融機関の横の連帯・協調ももっと行なわれるべきであろう。ドイツなどでは、農協系と中小企業系は一本化されて久しい。

たとえば、全国レベルの機関や事業中央機関同士（労金連、全信連、全信組連、農中）の債券の持ち合いなどによる、自己資本の充実なども重要であろう。あるいは、情報の提供・交換機能や業務提携、機械化の協同などもありえよう。

§2 労金の健全経営のための基盤強化

[2-1] 金融自由化時代の労金経営

自由化時代は、安定した収益力を求める。その際、個々の単位金庫の自己点検・自己評価を必要とし、労金経営上の問題点を精査することが不可欠であろう。1990年代以降、

- ① 80年代に比べて自由金利預金比率の上昇があり、調達コストの上昇があること（ただし、90年度以降自由化比率は次第に下落している）、
- ② 収益構造が不安定であること、
- ③ 預貸率の上昇はあるものの、依然低位であること、
- ④ 当期利益率、内部留保率が低いこと、
- ⑤ 経費率の低下はあるが、やや高水準であること、

などの問題点をチェックすることが必要であろう。

安定した収益構造を確保するには、預貸率の向上と運用力の強化を徹底することが必要であろう。いわゆる経営基盤の強化である。さらに、経営の健全性をディスクローズする努力であろう。

[2-2] 従来の経営の問題点とその改善

労金の問題点は、

- ① 対象の専門性を個人金融にもつといても、団体主義の制約のために、個人を前面に出していないことであろう。間接構成員である勤労者のみが対象とされ、その家庭・家族、生協の組合員にまで浸透していないことなど、基盤の弱さがあること、
- ② マネジメントの脆弱性（プロの経営者の不足など）と金融ノウハウの蓄

積の薄いこと、資金ニーズの把握が十分でないこと、

③ 団体主義のため配当性向が高く、内部留保に回りにくいこと、
などであろう。

労働組合全体に占める労金会員組合が約73%であり、労働組合員数に占める労金会員間接構成員数も約83%であるといっても、労働組合組織率が約24%程度であるから、全労働者の約20%弱しか利用していないことになる。

したがって、未組織労働者も含めた労働者の利用率の上昇が課題であり、生協の利用率の向上と生協の組合員の利用を増大させること（現状は5.6万人で、生協組合員数の0.3%）が当面の課題であろう。生協の組合員数は約1,700万人といわれ、労働組合加盟の組合員が1,200万人弱であるから、潜在的には大きな対象なのである。

今後、労組組織率の飛躍的向上が期待されない以上、生協組織の系統金融機関として位置付ける方向も検討されるべきであろう。

[2-3] 新たな展開：「広義個人」等への対応など：生涯福祉総合金融

(1) 対象の拡大

金制第一委員会報告で、労金は個人金融に対象の専門性をもつものとされたが、現状では間接構成員としての個人で、1,040万人である。そのうち、労働組合員が963万人で92.6%を占める。生協組合員5.6万人で0.5%、その他団体員71.5万人で6.9%となっている。

労金法第11条4号には労金のある地区内で、事務所をもち、労働者のための福利共済活動、その他労働者の経済的地位の向上を図ることを目的とする団体も会員になれる。さらに、同2項には定款に定めがあれば、地区内に居住する労働者、地区内にある事業場の労働者も会員になれるとし、個人会員の規定を置いている（現状では約17.4万人）。

生協組合員の利用率は低いのでこれを高める余地があること、いわゆる団体主義にのみ依存しなくても、会員の増強は図れることが指摘できよう。

(2) 成熟社会への展望

今後、日本経済は成熟社会へ移行するといわれる。高度経済成長（経済成長率ほぼ10%）から安定成長（ほぼ5%成長）を経て、いまやゼロ成長をも前提とし

た成熟化に当面している。これは、産業優先経済から生活主導経済への移行として認識されているし、高齢化を睨んだ社会的フレームの構築としても捉えられている。あるいは、価値観の転換が若年層を中心に展開し、従来型の滅私奉公的な大人主義的な価値観から、個人優先ないし家族・生活を第一義に考える個人主義・自民主義的な価値観が支配的になっている。

産業優先社会から生活主導社会への移行という成熟化が、うまくソフトランディングするにはその中間の「流動化社会」をうまく乗り切る必要がある。たとえば、雇用面でいえば終身雇用制、年功賃金制といった日本的雇用は維持しえなくなり、レイオフや中途採用、転職などが一般化しよう。これらは、適職の実現という個人にとってのプラス面をもつ一方、ともすると勤労モラルの低下というマイナス面をもつ。そのマイナス面が噴出すれば、「流動化社会」は安定せずカオスないし混乱した状況になろう。それを避けるには、個々の企業が活性化されるようなインセンティブが必要である。「流動化社会」をうまくブレイクスルー（突破）する担い手の一つは、従来型の大企業であるが、それ以上に新規性のある企業、いわゆる企業家精神に裏打ちされた「明日のソニー、ホンダ、京セラ……」といった新技術・新しいアイデアをもつ企業であろう。

日本経済は昭和30年代には国際収支制約、40年代には完全雇用制約、50年代には石油エネルギー制約、60年代には円高制約を受け、それをうまく克服してきた。今後は高齢化・環境・生活といった制約に直面する。これを乗り切るのに必要なのは、新たな発想であり、その担い手としてのベンチャー企業である。現在の企業内でのベンチャーもありえよう。

いわゆる日本的雇用システムは存続しえず、レイオフ、中途採用、転職・転社の一般化する流動社会において、従来の労働組合依存型の労金経営は成り立たないであろう。

(3) 新たな対応

そこで、新たな個人対応が必要である。「広義の個人」とでもいうべき対象を開拓すること、高齢化社会への対応を考えるとときには個人の生涯福祉金融の担い手となる必要があるとらえよう。

個人が起業する場合の支援、ワーカーズコレクティブへの支援、主婦の活動への支援、永代信組の「市民バンク」的発想による融資など新たな対応は多い。

さらに、個人が企業を離れて生活する時間は定年60歳としても20年の長きになる。その経済的基盤への対応ないし支援も必要な課題である。保険（生存給付、医療、介護なども）の付与、年金型融資（リバースモーゲジ）、住宅の改良・維持の融資、相続、事業承継関連など高齢化社会に対応するニーズは大きいはずである。

[2-4] 労金連の機能強化

個々の単位労金の預貸率が飛躍的に向上しないことが予想され、また地域的に格差もある以上、労金連に期待される役割は今後一層大きいものがある。

全信連、農林中央金庫に比べると労金連の機能は劣後しているといわれる。個々の単位金庫の運用力を補完するために、フルホールセール機能をもつこと、協同組織の協同の実現のため、さらに各事業中央機関との連携などにより労金業界の発展に寄与することが期待される。

当面、債券の発行を行ない、自己資本比率の向上を行なうこと、信託銀行子会社の設立によって、信託機能をもつこと、保険機能を展開すること（全労済との協同など）が課題となろう。

§3 労金の自己資本充実の具体策

[3-1] 基本的な考え方

(1) 金融自由化と自己資本充実の関係

金融自由化は、金融の各市場における競争を促進する。競争促進は、往往にして過剰なリスク・テイキングを金融機関にもたらすことがある。したがって、内部留保など自己資本の厚みが経営の安定性に寄与することが知られている。

とくに、1980年代に金融機関の破綻が続出したアメリカでは、91年に FDI-CIA が成立した。この背景には、S&L の破綻処理に納税者（taxpayer）の負担が注ぎ込まれたことに議会が過剰に反応し、反発したことによるものといわれる。91年春の『財務省金融制度改革案』には、預金者の保護と同時に納税者の保護が強調され、銀行の破綻にかかる納税者のエクスポージャーの削減とマーケット・ディシプリン（市場規律）の回復がポイントとされ、そのための預金保険の見直しが指摘されていた。これは、金融機関救済に財政資金（税金）を投入

するという、選挙を意識した議会の最も忌避する反応を考慮した所産であったといわれる。また、S&Lの破綻の原因の一つが、80年の自由化法で自己資本比率規制（正味資産の基準）を緩和にしたことの反省もある（それまでの5%から3%に緩和）。

そこで、自己資本比率を重視する早期是正措置（PCA）や可変預金保険料率を導入したFDICIAが成立したわけであるが、その理由は、

① 自己資本が経営の安定に寄与し、そのバッファーとなること。自己資本比率の高い金融機関の破綻は少ないこと、

② オーバーバンキングといわれるほど、金融機関の多いアメリカでは、統一的な基準で監督規制を行なう必要があること、とされている。しかし、自己資本比率の高かったコンチネンタル・イリノイ銀行が破綻した事実もあるので、行政当局は、

③ 自己資本比率の悪化は、経営悪化の即時的指標ではなく、問題が発生してから暫くして自己資本が悪化するので、自己資本悪化時にはすでに経営破綻の場合が多いこと、

も意識しており、監督上はむしろCAMEL（ないしMACRO）の方が有効であると考えているともいわれる。

また、自己資本重視の傾向は事業会社経営の理念に近づくもので、金融機関のリスク・テイク機能が十全であれば、直ちに自己資本に依存することはないはずで、むしろ最終的な抛り所になるにすぎないともいわれている。極端な意見では、自己資本は金融機関にはゼロであってもよいとするものすらある。

(2) 労金の自己資本充実

このように、自己資本の充実については異論もあるが、労金の経営基盤の強化に寄与するという観点から、そして危機管理の側面からも一定の水準に自己資本を確保することは重要であろう。少なくとも、国内基準をクリアすることは重要である。

大蔵省も、1994年2月8日に『金融機関の不良資産問題についての行政上の指針』においても、自己資本の充実を求め、「協同組織金融機関についても、内部留保を拡充することにより、自己資本の充実を図る」ことを示めている。

ところで、自己資本比率の向上は、

自己資本比率＝（自己資本）／（総資産）

で表わされる算式の分子の増大か、分母の縮小によるわけであるが、系統組織である労金業界についてみると、単位金庫と中央団体の労金連とでは対応が異なるといえよう。さらに、労金特有の問題も多いので、他の協同組織金融機関についての議論が単純には当てはまらない。

そこで、以下では単位金庫のケースと労金連のケースを分けて考察する。

[3-2] 単位金庫のケース

(1) 自己資本比率の向上

自己資本比率の向上は、分母の縮小による方法（分母対策）もありえるが、これは貸出の縮小などという金融機関本来の機能を縮小することになるので、有効な手段ではない。また、資産の対応として預金がある以上（とくに本源的預金）、分母の縮小には限界がある。

したがって、必要な対応は分子の増大という（分子対策）になろう。協同組織金融機関にとって分子に計上される項目は、国内基準では、

① 内部留保（諸積立金、諸引当金）、出資金

であり、BIS 基準ではこれらの基本的項目（ティアⅠ）のほかに、補完的項目（ティアⅡ）として、

② 有価証券の含み益、劣後ローン、劣後債

などの「負債性資本調達手段」を上げている。

労金は基本的には国内基準をクリアするわけであるから、①のティアⅠによることが本筋であろう。したがって、内部留保の蓄積と出資の増強がまず図られるべきであろう。

(2) 内部留保

内部留保は出資金と異なり、無コスト資金であるから、自己資本の充実には望ましい方策である。内部留保は税引き後の当期利益から配当・役員賞与等を除いた部分であるから、その源泉は利益であり、すでに述べた運用力の強化による収益アップがまず必要になる。

(3) 出資の増強

ついで、重要なのは協同組織の資本金である出資の増強である。協同組織の出資は、株式という一般公衆から多額の資本を集中する仕組みをもたないという制約がある。たとえば、流通性がないこと、インフレヘッジ機能がないこと、脱退時には額面の払い戻しになること、保有する土地・有価証券の含み益が出資の増加の際に顕現化しないこと（株式ならば含み益が時価発行を有利にする）などの制約である。さらに、出資には配当があるため、コストを伴うことになる。

出資の増強は、まず小口でかつ多数者の協力を得ることが重要なこととなる。さらに、後配出資、回転出資といった限定的な手段によることも意味がある。しかし、いずれも出資配当負担という問題からは逃れ得ない。出資配当の負担は、結局、出資配当率の見直しを迫るものとなろう。

(4) 負債性資本調達

つぎに、負債性資本調達が考えられる。これは、現行国内基準には該当しないが、今後課題となろう。具体的には、劣後債、劣後預金、劣後ローン、といった形態であるが、信用金庫が構想している「出資債券」（信用金庫の会員向けに発行、自己資本の充実・設備資金調達に限定するなど）は劣後債の一形態である。

また、ドイツにおける「享益証券」の構想は検討課題になろう。

劣後預金は払い戻しが他の預金に劣後するものである。

劣後ローンは、破産等の状態に陥った場合には劣後した支払請求権が発生するという特約を付けた条件付き債権で、貸付を行なう金融機関が生保などから受入れるもので、金制第2委員会作業部会報告「金融機関の劣後ローン導入について」でも検討され、協同組織金融機関についても必要性が求められていたものである。系統中央機関（労金連）が劣後ローンの貸手（出し手）となり、単位金庫の自己資本充実に寄与することができる。

(5) 系統組織の活用

系統組織においては、中央機関との関係での自己資本充実策がありえよう。すなわち、労金連を事実上の持株会社の機関として位置付ける方策である。さきの、単位金庫にとっての劣後債・劣後ローン・劣後預金の相手先として労金連を活用すれば、単位金庫の自己資本は充実できる。アメリカのS&Lは、相互

持株会社を利用して自己資本を充実させているが、そのアナロジーである。オーストラリアの investment society も類似の仕組みであるという。

むしろ、劣後債の相手先を全労済、生協などや、会員ではないが福祉団体・事業団体に広げていけば幅広い協同のセクターを形成していくことが可能になるかもしれない。

ただし、系統組織内での資本の持ち合い的な構造は、一見計数的には自己資本の充実の感を与えるが、実態的にはもたれ合いになるだけで、実効は余りないかもしれない（資本の空洞化の問題の発生の恐れがある）。

[3-3] 労働金庫連合会のケース

(1) 内部留保

労金連は系統中央機関であるから、他の協同組織金融機関の中央機関のような対応ができよう。まず、内部留保の確保である。これは、単位金庫への利益配分を考えるとそれほど容易ではなかろう。

通常の出資は、単位金庫のソルベンシー（支払能力）からみてそれほど容易ではない。

(2) 債券発行：優先出資

協同組織金融機関の事業中央機関の中には債券発行が認められ、自己資本充実に寄与しているものがあるが、労金連（と全信組連）の債券発行も金制第一委員会が「自己資本充実等債券発行のための整備が整備されることが必要であり、引き続き検討するものとする」（89年1月）と答申している。まず、労金連に債券発行を可能とし、その上で劣後債（出資債券）を発行すれば、自己資本充実に資することが可能となる。

つぎに、注目されるのが優先出資である。これは、農林中央金庫、全国信用金庫連合会ですでに実現されており、労働金庫連合会等にも認められている資本調達手段である。諸外国には、アメリカ・イギリスの優先出資証券、ドイツの亨益証券、フランスの投資証券・利益参加証券などの出資以外の自己資本充実手段があるが、この日本版である。

優先出資は、不特定多数の者に対し発行し、時価発行が可能である。したがって、プレミアムを前提とするので、普通出資との間の整合性が問題になる

う。譲渡に際して、利益が優先出資者に移転すること、などの問題がある。

現状では、労働金庫業界には導入されていないが、実現にあたっては労働金庫固有の個人会員制度との制度上の調整等の問題がありえよう。

(3) 単位金庫との関係

労金連が単位金庫からの、劣後ローン、劣後預金を受入れることによって、自己資本の充実を図ることもできるが、これは先の「資本の空洞化」の問題を含むことになる。

さらに、労働金庫業界には相互救済基金制度があり、個別金庫は労金連に定期預金をもつ。これは、払い戻しができないので、事実上の「みなし資本」である。このような相互援助資金的なものをより多く労金連に積み立てれば、自己資本充実に寄与する可能性がある。

[3-4] 出資配当に関する考え方

(1) 出資とは

出資金は協同組合を利用するための一種の拠出金・保証金であり、株式資本とは本質的に異なる性格をもつ。しかし、手続き的に、出資配当は株式会社と同じく決算後に出資金に応じて分配されている。

株式会社の配当に関しての一般的な認識は、

① 長期的な配当水準がその企業に対する評価を表わすこと。1株当たり配当の高い企業は利益率が高いことの反映で、長期的に安定した配当を継続することが優良企業の証となり、一時的増配は「背伸び」として、減配は経営の失敗とみなされること、

② 配当と内部留保は代替的になりうること。当期に高配当をしても、その高配当率は有利な資金調達を可能にする。当期に内部留保にして設備投資を内部留保で賄えば、株主の持分の増大と次期以降に利益増をもたらし、配当期待を大きくすることにつながること、

などである。

ところが、協同組織の出資はプレミアムがないので、株式会社のような高配当→市場での高評価→時価発行→低コスト資金調達、のメカニズムは機能しない。

(2) 出資配当とは

出資が協同組織の利用権の担保であることを念頭におくと、あるいは利用に対する拠出金・保証金であるという性格から考えると、その対価は利息概念に近いともいわれる。この点からすれば、配当率は長期の定期預金金利と同程度でよいともいえるかもしれない。

ただし、あくまで出資は預金とは性格を異にしていること、つまり利用の対価であると同時に、経営への参加権の性格をもつことに注意しておきたい。すなわち、出資・経営・利用という三位一体の原則からいえば、出資者は経営に参画しかつ責任をもち、出資額に応じた有限責任をもつことになる。この点で、配当は預金の利息概念に近い性格とはいっても、そこに留らず、経営リスクなどに対して一定の責任を付与されているのである。出資については、預金という金融機関が支払を保証する安全資産と自ずから異なる性格をもつものであり、減配あるいは経営破綻の際の有限責任を免れることはできないことを認識しておくことが重要である。

(3) 配当の自由化

金融自由化は、金融にかかわる価格変数を市場メカニズムに委ねるものである。その代表が金利、手数料、保険料などであるが、配当もその一つである。生保会社の契約者配当も運用の成果により変動しているように、出資配当も変動することが当然である。

また、自己資本充実の必要性は利益の外部流出の抑制を求める。このことは、配当率の固定ないし高位安定を崩すことにつながるであろう。

1994年2月以降、信用金庫業界では出資配当の引き下げが行なわれている。これは、先の大蔵省の「指針」を受けて行なわれている行政指導によるものといわれるが、出資配当の利息的性格からすれば、低金利の現在では当然であろう。

(4) 出資による配当

自己資本の充実の観点からすれば、配当を金銭ではなく、株式配当のように出資による配当を行なえば、自己資本充実に寄与しよう（回転出資に近い形態）。

（むらもと・つとむ 成城大学教授 経済研究所主事）

協同組織金融機関の健全経営の一考察

〔参 考 文 献〕

- 原 司郎『制度改革と地域金融』東洋経済新報社，1990年 8 月。
- 慶応義塾経済学会「経済学会コンファレンス—金融システムの国際比較—」『三田学会雑誌』
84巻 4 号，1992年 1 月。
- 金融調査研究会『公的金融の現状と課題』1991年11月。
- 金融制度調査会制度問題研究会『専門金融機関制度のあり方について』1987年12月。
- 第 1 委員会『協同組織形態の金融機関のあり方について』1989年 5 月。
- 『地域金融のあり方について』1990年 5 月。
- 第 2 委員会『新しい金融制度について』1989年 5 月。
- 『新しい金融制度について（第 2 次報告）』1990年 5 月。
- 制度問題専門委員会報告『新しい金融制度について』1991年 6 月。
- 村本 孜『制度改革とリテール金融』（成城大学経済研究所モノグラフ・シリーズ）有斐閣，
1994年。
- 労働金庫研究所『労働金庫制度の基本認識』1989年 4 月。
- 全国信用金庫協会『アメリカの金融システムの変化と現状』1994年 3 月。

協同組織金融機関の健全経営の一考察 (研究報告 No. 3)

平成6年6月20日 印刷

平成6年6月25日 発行

非売品

著者 村 本 孜

発行所 成城大学経済研究所

〒157 東京都世田谷区成城 6-1-20

電話 03 (3482) 1181 番

印刷所 白陽舎印刷工業株式会社
